

4 仕事と家庭の両立支援対策の推進

働きながら子どもを生き育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することが重要であり、平成19(2007)年度においては、次のとおり施策等を実施した。

(1) 次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業等が仕事と子育ての両立が図られるよう必要な雇用環境の整備等を進めるために策定し実行することとされている「一般事業主行動計画」について、計画の策定が義務である常時雇用する労働者が301人以上の企業と、計画の策定が努力義務である300人以下の中小企業のいずれについても、策定・届出が行われるよう周知啓発、指導を行った。その結果、平成20(2008)年3月末時点で、301人以上企業からの届出率は99.4%となり、300人以下企業の11,449社が届出を行った。

また、行動計画に定めた目標を達成したことなど一定の基準を満たした企業を認定する仕組みが平成19(2007)年4月から開始され、平成20(2008)年3月末現在で、428社が認定を受けており、より多くの企業が認定を目指して取組を行うよう認定制度及び認定マーク「くるみん」の周知啓発を行った。

(2) 育児・介護休業法

育児・介護休業法に規定されている、育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、勤務時間短縮等の措置等の周知徹底を図るとともに、計画的な指導を行った。

また、同法の改正により平成17(2005)年4月から導入された一定の範囲の期間雇用者の育児休業等の取得について指導を行うとともに、育児休業の申出又は取得を理由とした不利益な取扱いなどについて、労働者から相談があった場合に必要な指導を実施した。

(3) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

企業の「仕事と家庭の両立しやすさ」を示す両立指標について、インターネット上でその進展度を診断できるファミリー・フレンドリー・サイトの利用等により本指標の活用を進め、両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組等について、サイト「両立支援のひろば」に掲載し、その取組等を広く周知するとともに、ファミリー・フレンドリー企業に対する表彰(厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞)の実施により、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及・促進を図った。

(4) 育児・介護を行う労働者の支援に関する情報提供

育児・介護等を行う労働者を支援するため、育児、介護等の各種サービスに関する地域の具体的情報をインターネット(フレフレネット <http://www.2020net.jp/>)により提供した。